

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業

入札説明書

令和元年6月3日 版

豊田市

目 次

第1 入札説明書の定義	1
第2 事業概要	2
1 事業名称	2
2 公共施設の管理者の名称	2
3 用語の定義	2
4 事業の目的	3
5 事業の基本理念	3
6 事業の概要	3
(1) 施設概要	3
(2) 事業方式	3
(3) 事業スケジュール	4
(4) 引渡し期限	4
(5) 業務の範囲	4
(6) 事業者の収入	4
第3 事業者の選定に関する事項	5
1 入札参加者の募集及び選定方法	5
2 事業者の募集及び選定スケジュール	5
3 応募者の備えるべき参加資格要件	5
(1) 入札参加者の構成	5
(2) 入札参加者の参加資格要件	6
(3) 参加資格の確認基準日	8
(4) 構成員の制限	8
4 予定価格	8
5 入札の手続き等	8
(1) 事務局	8
(2) 入札説明書等に関する事項	9
(3) 現地見学	9
(4) 入札参加資格の確認	10
(5) 提案書の提出及び入札に関する事項	11
(6) 開札	13
6 落札者の決定方法等	13
(1) 事業者選定委員会の設置	13
(2) ヒアリングの実施	13
(3) 落札者の決定及び公表	14
7 契約に対する基本的な考え方	14
(1) 売買契約の締結	14

(2) 売買契約書の内容変更	15
(3) 売買契約書作成費用	15
第4 その他	15
1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
2 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	15
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	15
(2) 財政上の支援に関する事項	15
(3) その他の支援	15
3 その他の事業の実施に関し必要な事項	15
(1) 議会の議決	15
(2) 情報提供	16
(3) 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
第5 問合せ先	19

第1 入札説明書の定義

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業入札説明書（以下、「入札説明書」という。）は、豊田市（以下、「市」という。）が、民間のノウハウを活用し、より効率的かつ効果的に調理場を改築整備するために実施する豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業（以下、「本事業」という。）に対して、令和元年6月3日付けで公告した総合評価落札方式による一般競争入札（以下、「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に添付されている以下の資料は本書と一体のものとする。（以下、「入札説明書等」という。）

- ・要求水準書
- ・売買契約書（案）
- ・落札者決定基準
- ・様式集

第2 事業概要

1 事業名称

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業

2 公共施設の管理者の名称

豊田市長 太田 稔彦

3 用語の定義

本入札説明書において、使用する用語は、以下のとおり定義する。

ア 本件施設

豊田市立豊田特別支援学校（以下、「豊田特支」という。）における移転増築する調理場、建築設備、調理設備、付帯施設、外構等を含むすべての施設をいう。

イ 本件建物

豊田特支において移転増築する調理場の建物本体をいう。

ウ 既存施設

豊田特支の敷地内に現存する建物の総称をいう。

エ 既存調理場

豊田特支において、現在使用している調理場をいう。

オ 新ランチルーム

ランチルームへの改修後の既存調理場部分、既存のランチルームを合わせた改修後に使用するランチルームをいう。

カ 改修施設

本件施設、新ランチルームの整備に伴い、改修が必要な既存施設の部分（構造物、電気、機械設備等）をいう。

キ 売買対象施設

本件施設、新ランチルーム及び改修施設の総称をいう。

ク 本件施設等

本件施設及び本件施設の使用に必要な改修施設の総称をいう。

ケ 新ランチルーム等

新ランチルーム及び新ランチルームの使用に必要な改修施設の総称をいう。

4 事業の目的

豊田特支は豊田市及びみよし市在住の肢体不自由な児童生徒を受け入れるために、平成6年4月に開校した特別支援学校で、小学部、中学部、高等部の構成となっている。

肢体不自由者の通学する特別支援学校では、児童生徒の状態に応じて無理なく喫食ができるような給食調理がなされており、豊田特支では、愛知県教育委員会の示す「食形態段階表（学校給食の管理と指導七訂版（愛知県教育委員会編）より）」に基づく給食提供を行うために、市、教職員及び調理員が様々な対応の検討を行ってきた。しかし、開校当時と比較して通学する児童生徒の障がいが重度化するなど、そのほかの要因も重なり、現状の調理場機能では、真に必要な給食提供ができない状況になりつつある。

こうした背景から、市は、豊田特支の調理場のあり方について検討を行い、より良い給食提供を行うために、新たな調理場を敷地内に整備する方針を固めた。さらに、出来る限り早期の整備を実現するために、市の給食センター整備の実績等をもとに、設計施工一括発注方式による整備を行うこととした。

本事業は、より良い給食を提供するための施設を早期に整備することのほか、民間事業者のノウハウや技術能力が活用され、より効率的かつ効果的な施設整備を行うことを目的とする。

5 事業の基本理念

本事業は、以下の理念をもとに売買対象施設を民間事業者が整備する。

ア 特別支援学校における給食は、生命の維持や、健康状態の回復や維持、増進など、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服して自立を図るための必要な知識、技能、態度及び習慣を養うための教育活動としての側面を持つことを踏まえた上で、確実な衛生管理のもとで安全・安心な給食の提供が可能な施設を整備する。

イ より長く安全に使用可能な施設とし、かつ、ライフサイクルコストの縮減を図ることが可能な施設を整備する。

6 事業の概要

(1) 施設概要

ア 所在地

豊田市大清水町原山66番地

イ 敷地面積

約17,280㎡

ウ 用途地域

市街化調整区域

エ 建ぺい率・容積率

60%・200%

(2) 事業方式

事業者が施設を整備し、要求水準等の性能水準を満たしていることを確認した上で、市に施設の所有権移転を行う設計施工一括発注方式とする。

(3) 事業スケジュール

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

日程	内容
令和元年11月	仮契約の締結
令和元年12月	契約の締結
契約締結日 ~ 令和3年6月	本件施設等整備期間
令和3年7月 ~ 令和3年8月	新調理場リハーサル期間
令和3年7月 ~ 令和4年2月	新ランチルーム等整備期間

(4) 引渡し期限

ア 本件施設等

令和3年6月30日(水)

イ 新ランチルーム等

令和4年2月28日(月)

(5) 業務の範囲

本事業について事業者が行う業務は、以下のとおりとする。

ア 事前調査業務

イ 各種許認可申請等業務及び関連業務(交付金の申請支援を含む)

ウ 設計業務

エ 建設業務

オ 調理設備調達・搬入設置業務

カ 外構等整備業務

キ 工事監理業務

ク 中間・竣工検査及び引渡し業務

ケ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務(本件施設等におけるリハーサル支援)

(6) 事業者の収入

市は、本件施設等、新ランチルーム等それぞれの引渡し時に、当該施設の整備等に要した費用を一括して支払うものとする。

第3 事業者の選定に関する事項

1 入札参加者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札により行う。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の選定スケジュールは、以下の予定である。

日程	内容
令和元年6月3日(月)	入札公告及び入札説明書の公表
令和元年6月10日(月) ～6月14日(金)	現地見学
令和元年6月17日(月) ～7月4日(木)	入札説明書等に関する質問の受付
令和元年7月18日(木)	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
令和元年7月19日(金) ～7月30日(火)	入札参加資格の申請期間
令和元年8月6日(火)	入札参加資格審査結果の通知
令和元年9月30日(月)	提案書の受付、入札及び開札
令和元年10月28日(月)	提案に関するヒアリングの実施、提案内容審査
令和元年11月	落札候補者の特定及び公表
令和元年11月	仮契約の締結
令和元年12月	市議会定例会に売買契約の議案提出、議決後本契約

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者の定義

入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）の構成については、以下のとおりとする。

(ア) グループによる参加の場合

a 入札参加者は、市の求める性能を備えた調理場を設計、建設をすることができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成されるグループ（以下、「参加グループ」という。）とする。

b 入札参加者は、売買対象施設の設計及び工事を監理する企業（以下、「設計企業」という。）、売買対象施設を建設する企業（以下、「建設企業」という。）により構成するものとし、参加グループの代表企業を定める。

また、上記の業務以外に、調理設備調達搬入設置、事業マネジメント等を行う企業（以下、「その他企業」という。）を必要に応じて構成員に含めることができる。

c 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への申出及び提出、並びに市からの通知等については、原則としてすべて代表企業を通じて行われるものとする。

d 設計企業と建設企業を兼ねることは認めない。また両者が資本関係又は人的関係にある者（※）についても同様とする。

※「資本関係にある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人的関係にある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

(イ) 単独企業による参加の場合

a 参加が可能な企業は、設計企業、建設企業又は調理設備調達搬入設置の業務を行うその他企業とし、担当する業務以外の企業（以下、「協力企業」という。）を選定及びマネジメントし、市の求める性能を備えた調理場を期日までに設計、建設をすることができる企画力、資力、信用及び技術的能力を有する者とする。

b 協力企業の選定にあたっては、少なくとも「第3 / 3 / (2)」に示す入札参加資格要件を満たす者とする。なお、協力会社については、関係法令等及び本入札図書等に規定がある場合を除き、全事業期間中に渡る各責任者の専任を問わない。

c 入札時点で協力企業を決定する必要はないが、協力企業が選定できないことを理由とした契約内容の変更は認めない。

d 設計企業と建設企業を兼ねることは認めない。また両者が資本関係又は人的関係にある者（※）についても同様とする。

※「資本関係にある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人的関係にある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

e 単独企業による参加をする場合、入札説明書等において、代表企業を指す。

イ 複数応募の禁止

参加グループの構成員、単独で入札に参加する企業及び協力企業（以下、「構成企業」という。）並びに構成企業と資本関係又は人的関係にある者は、他の参加グループの構成員となること、単独で入札に参加すること及び他の企業の協力企業となることはできないものとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 構成企業の共通資格要件

入札に参加する全ての構成企業は、次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

(ア) 豊田市競争入札参加資格を有していること。ただし、入札への参加を希望する者が豊田市競争入札参加資格を有していない場合には「あいち電子調達共同システム」により申請し、当該参加資格を得ること。

(イ) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(ウ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

イ 設計企業の資格要件

次の全ての要件を満たしていること。なお、複数企業で共同して設計業務を実施する場合、全ての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

（ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（イ）平成30年度、平成31年度豊田市競争入札参加資格者（工事委託関係）を有していること。

（ウ）平成26年4月以降に、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。以下同じ。）発注の建築設計業務を元請として、履行した実績を有していること。

（エ）平成21年4月以降に、ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間過程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）、ドライシステムの民間調理施設、又はドライシステムの厨房機能を有する病院及び老人福祉施設並びに障がい者施設の実設計を元請として履行した実績を有していること。

ウ 建設企業の資格要件

次の全ての要件を満たしていること。なお、複数企業で共同して建設業務を実施する場合、全ての企業が（ア）の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

（ア）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

（イ）平成30年度、平成31年度豊田市競争入札参加資格（建設工事）を有し、豊田市総合点（有効期間内に有る直近のもの）の結果において建築一式工事の総合点数が850点以上※であること。

※2者以上の建設企業の参画がある場合においては、少なくとも1者は上記総合点数を満たしていること。この場合のその他の建設企業の総合点数は750点以上であること。

（ウ）平成26年4月以降に、官公庁発注の建築工事で、元請として1億円以上の施工実績を有していること。なお、共同企業体で施工した場合、構成員数が3社以上で20%以上出資した者、2社で30%以上出資した者については実績とみなす。

エ その他企業の資格要件

（ア）平成30年度、平成31年度豊田市競争入札参加資格者（物品・その他委託）を有していること。

（イ）平成21年4月以降に、ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間過程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）、ドライシステムの民間調理施設、又はドライシステムの厨房機能を有する病院及び老人福祉施設並びに障がい者施設への参画及び調理設備設置実績を有していること。

（3）参加資格の確認基準日

参加資格の確認基準日は、入札参加資格申請書類の提出期間最終日とする。

(4) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 (昭和 22 年政令第 16 号) の規定に該当する者
- イ 入札参加資格審査書類の締切日において市の入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている者
- ウ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申立をしている者 (ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。)
- エ 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- オ 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者
- カ 市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる者
- キ 市が本事業のために設置する豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 事業者選定委員会 (以下、「選定委員会」という。) の委員又はこれらの者と資本金面若しくは人事面において関係がある者

※ 選定委員会委員は、次のとおりである。なお、落札者決定までに、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業 事業者選定委員会

項目	氏名	所属・役職等
委員長	竹田 康孝	豊田市教育委員会学校教育部 副部長
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科 教授
〃	高田 尚美	名古屋学芸大学管理栄養学部 講師
〃	溝口 克治	豊田市立豊田特別支援学校 校長
〃	小木曾 哲也	豊田市教育委員会学校教育部保健給食課 課長

4 予定価格

284,727,000円 (消費税及び地方消費税を除く。)

5 入札の手続き等

(1) 事務局

入札説明書等に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

豊田市教育委員会 学校教育部 保健給食課 給食担当
〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地（豊田市役所東庁舎6階）
電話 0565（34）6663 F A X 0565（34）6824
E-mail kyushoku-pfi@city.toyota.aichi.jp

(2) 入札説明書等に関する事項

ア 入札説明書等の公表

入札説明書は令和元年6月3日（月）に、市のホームページにおいて公表する。

なお、要求水準書添付資料のデータ（CADデータ等）の提供を希望する場合は、事務局に連絡すること。

イ 入札説明書に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和元年6月17日（月）から 7月4日（木）午後5時 まで

(イ) 提出方法

入札説明書等に関する質問書として様式集（様式1）に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより提出すること。

ウ 入札説明書に関する質問に対する回答の公表

(ア) 公表日

令和元年7月18日（木）

(イ) 公表方法

市のホームページで公表する。

(3) 現地見学

ア 現地見学

現地見学の申し込みを次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和元年6月3日（月）から 6月6日（木）午後5時まで

(イ) 提出方法

申込書として様式集（様式2）に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより提出すること。

(ウ) 注意事項

使用中の施設となるため、市職員立会いのもと現地見学を実施する。そのため、見学日時については希望を募った上で、市が調整の上、通知する。

(4) 入札参加資格の確認

応募者は、入札参加資格申請書類を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに入札参加資格申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 入札参加資格申請書類の受付期間・提出場所及び方法

(ア) 受付期間

令和元年7月19日(金)から7月30日(火)

※受付時間：午前9時から午後5時

(イ) 提出場所

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地(豊田市役所東庁舎6階)

豊田市教育委員会 学校教育部 保健給食課

(ウ) 提出方法

入札参加資格申請書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

イ 入札参加資格申請書類の作成

入札参加資格申請書類は、様式集に定めるところに従い作成すること。

ウ 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知は、入札参加資格申請書類を提出した者に対して、書面により令和元年8月6日(火)までに通知する。

エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い

入札参加資格審査により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 受付日時

令和元年8月8日(木)午前9時から午後5時

(イ) 提出場所

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地(豊田市役所東庁舎6階)

豊田市教育委員会 学校教育部 保健給食課

(ウ) 提出方法

代表企業がとりまとめ、説明要求として様式集(様式13)を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

(エ) 回答

令和元年8月22日(木)までに書面により通知する。

オ 構成員の変更等

入札参加資格確認後は、応募者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

カ 入札参加資格確認基準日以降の取扱い

- (ア) 入札参加資格を有するとの確認を受けた応募者に属する構成員が、入札時までに、入札参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「入札参加停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできない。

ただし、応募者の代表企業以外の構成員が入札参加停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、応募者は市と協議を行うこととする。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがある。

- (イ) 開札日以降であっても落札者の決定日までに、応募者に属する構成員が、入札参加停止等に該当する場合には、当該応募者は失格とする。

ただし、応募者の代表企業以外の構成員が入札参加停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、応募者は市と協議を行うこととする。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがある。

キ その他

- (ア) 入札参加資格申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

- (イ) 市は、提出された入札参加資格申請書類を入札参加資格の審査以外の目的で応募者に無断で使用しない。

(5) 提案書の提出及び入札に関する事項

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書」という。）及び入札書を以下により提出すること。

ア 提出日時、場所、提出方法及び作成方法

- (ア) 提出日時

令和元年9月30日（月）午前9時から午後3時まで

- (イ) 提出場所

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地（豊田市役所東庁舎6階）

豊田市教育委員会 学校教育部 保健給食課

- (ウ) 提出方法

提案書及び入札書を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

- (エ) 作成方法

様式集に定めるところに従い作成すること。

なお、入札書は、封筒の表面に「受付番号」「豊田特別支援学校調理場改築整備事業入札書」、裏面に代表企業の住所、氏名を記載し、封筒継目に3個以上の封印を押すこと。

イ 入札価格の記載等

- (ア) 作成方法

消費税及び地方消費税を含まない金額とし、かつ、「第3/4 予定価格」を超えない金額とし、

様式25と齟齬のない金額とすること。

(イ) 確認方法

市は、提出された提案書類がすべて入札説明書等の指定どおりに形式上揃っているかを確認し、その上で記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認する。

入札価格が予定価格を超える場合もしくは、予定価格の10%未満の額の提案価格は、桁違いによる錯誤とみなして失格とする。

ウ その他

(ア) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等の記載内容を承諾の上、提案書及び入札書を提出すること。

(イ) 費用負担等

提案書及び入札書の作成、提出等、入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札書類の提出方法

提案書及び入札書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。また、提出に当たっては、参加グループの代表企業が行うこと。

(エ) 入札の参加の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

なお、入札を辞退するときは、様式15により提案書受付締切日時までに辞退届を提出するものとする。

(オ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を実施できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を参加させず、又は入札の実施を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(カ) 提案書の取扱い

a 著作権

入札に関する提案書の著作権は入札参加者に帰属する。なお、市は、本事業の公表、入札方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提案書の全部又は一部を無償で複製等できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案書については使用せず、理由のいかんに関わらず返却しない。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

c 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(キ) 入札書類の変更の禁止

一度提出された入札書類については、その後の変更を認めない。

ただし、提案書の誤字の修正等、市が認めた場合はこの限りではない。

(ク) 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 開札

ア 日時

令和元年9月30日(月)午後4時から

この際、入札金額の公表は行わない。

イ 場所

別途、応募者に対して通知するものとする。

ウ その他

応募者又はその代理人(代表企業に所属する社員)は開札に立ち会わなければならない。

エ 入札の無効

次の規定に該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (イ) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (ウ) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (エ) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (オ) 記名及び押印のない入札
- (カ) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (キ) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

6 落札者の決定方法等

入札説明書等で示す要件を全て満たした提案を行い、かつ、入札参加資格があると確認された入札参加者の入札書類について、落札者決定基準に基づき、総合的に評価を行い、落札者を決定する。

(1) 事業者選定委員会の設置

提案書等の審査は、事業者選定委員会が行う。なお、落札者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の応募者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

(2) ヒアリングの実施

入札参加者に対し、提案内容の説明を求める入札を実施する。

実施日は令和元年10月28日(月)を予定している。実施時間や実施方法等その他詳細は、別途、入札参加者に通知する。

(3) 落札者の決定及び公表

ア 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、総合評価により落札者を決定する。ただし、総合評価値(性能点と価格点の合計)が75点に満たない場合は、落札者を決定しない。

イ 結果の通知及び公表

市は、書面で結果を入札参加者に通知するとともに、市ホームページで公表する。ただし、落札者及び次点落札候補者以外の企業名は公表しない。

ウ 落札者と特定されなかった場合の取扱い

上記イのうち、落札者として特定されなかった者は、その理由について、書面により以下のとおり説明を求めることができる。

(ア) 提出日時

通知を受けた日から起算して7日(休日を除く。)以内

(イ) 提出場所

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地(豊田市役所東庁舎6階)

豊田市教育委員会 学校教育部 保健給食課

(ウ) 提出方法

説明を求める旨を記載した書面(書式自由)を代表企業がとりまとめ、提出場所へ持参により提出すること。

(エ) 回答

説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から7日(休日を除く。)以内に書面により行う。

エ 落札者を決定しない場合の措置

応募者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に応募者がいない等の理由により、本事業を実施させることが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

7 契約に対する基本的な考え方

(1) 売買契約の締結

市は落札者と仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

また、落札した応募者の代表企業及び代表企業以外の構成員が本契約までの間に入札参加停止等に該当する場合には、当該入札参加者の落札の決定を取り消すと同時に、仮契約を締結していた場合は当該

契約の効力を失うものとする。この場合、市は次点落札候補者と仮契約を締結する。ただし、市が別途指定する期間内に、入札参加停止等に該当する構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完をした場合には、落札の決定及び仮契約の効力を取り消さない場合がある。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の10に相当する金額を請求することがある。

落札者は、本契約後速やかに契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約後速やかに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をしなければならない。

（２） 売買契約書の内容変更

落札者との契約に際し、売買契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことについては可能とする。

（３） 売買契約書作成費用

売買契約書の検討に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、売買契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

第４ その他

１ 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、売買契約書に規定する具体的措置に従う。

また、売買契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

２ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

（１） 法制上及び税制上の措置に関する事項

ア 本事業を行うために必要な土地及び建物は行政財産であり、市はこれを事業者は無償で使用させる。

イ 事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、市と事業者で協議する。

（２） 財政上の支援に関する事項

ア 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

（３） その他の支援

市は、事業者による本事業の実施に必要な許認可等の取得に関し、可能な範囲で必要な協力を行うも

のとする。

3 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、本事業の売買契約に関する議案を、令和元年12月豊田市議会定例会に提出する予定である。

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

(3) 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

ア 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを契約期間において確実に提供することを目指すものである。したがって、施設の設計・及び建設の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「表 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、売買契約書（案）に示すものとする。

ウ 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の設計及び建設について、定期的にモニタリングを行い、事業者もセルフモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、売買契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の設計及び建設に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとする。

表 リスク分担表

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動（※1）	14	契約期間中のインフレ・デフレ	○	△
	資金調達	15	本事業に必要な資金の確保に係る費用		○
	本事業の中止・延期	16	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		17	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	18	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力（※2）	19	不可抗力による損害	○	△
契約前	入札費用	20	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	21	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		22	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
設計	測量・調査	23	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		24	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	25	市の帰責事由により変更する場合	○	
	計画・設計・仕様変更	26	事業者の帰責事由により変更する場合		○

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
設計	調査費・設計費等の増大	27	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		28	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	29	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		30	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	31	本施設建設予定地の確保に関するもの	○	
		32	本施設建設予定地以外の、本施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	33	本施設建設予定地の土壌汚染の顕在化のうち、市が公表した資料から予測可能なもの		○
		34	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	35	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	工事遅延	36	市の帰責事由によるもの	○	
		37	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	38	市の帰責事由によるもの	○	
		39	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	40	本施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	41	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
	工事監理の不備	42	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
移管	性能確保	43	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○：主分担 △：従分担

(※1) 一定範囲の物価変動は事業者、それ以上の物価変動は市。

(※2) 一定範囲の損害は事業者。

第5 問合せ先

本入札に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

豊田市教育委員会 学校教育部 保健給食課 給食担当
〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地（豊田市役所東庁舎6階）
電話 0565（34）6663 F A X 0565（34）6824
E-mail kyushoku-pfi@city.toyota.aichi.jp